

社会福祉法人すくすくどろんこの会 資金運用規程

(目的)

第1条 この「資金運用規程」(以下「この規程」という。)は、社会福祉法人すくすくどろんこの会(以下「この法人」という。)の経理規程第40条の定めに基づき、資金の運用に関する取扱いの基準及び方法を定め、資金を安全かつ有利に運用し、その果実及び差益をもって本法人の発展に資することを目的とする。

(適用される財産)

第2条 この規程が適用される財産は、この法人の保有する財産のうち不動産、無体財産権並びに寄附者の意思若しくは理事会の決議により財産保有形態が指定されている財産を除くこの法人の裁量により効率的に運用すべき資金をいう。

(運用の基本原則)

第3条 資金運用については、安全性を第一とし元本返還の確実性を充分考慮するものとする。

- 2 資金運用にあたっては常に市場リスクその他運用に関する情報収集に努め、適切に管理するものとする。

(資金区分と運用方針)

第4条 この規程が適用される資金運用は、下記各号の資金区分並びに運用方針により行うものとする。

- (1) 定款第28条第2項及び第5項により基本財産とした財産は、基本財産の目的に応じて資産価値の維持を図ることを旨として、最善と考えられる方法により運用するように努めるものとする。
- (2) その他の資金
資金の積み立て目的、運用可能期間等その資金の特性を勘案し、適正な運用に努めるものとする。

(資金運用の対象)

第5条 前条第1号に規定する財産の資金運用対象は、次のとおりとする。

- (1) 円建て預貯金(信用金庫への出資金を含む。)
 - (2) 元本保証の円建て金銭信託
 - (3) 日本国債
- 2 前条第2号に規定する財産の資金運用対象は、次のとおりとする。
- (1) 前項第1号から第3号に規定する運用対象
 - (2) 金銭信託
 - (3) 公共債(国債、地方債、政府関係機関債)

- (4) 社債（一般事業債、転換社債型新株予約権付社債等）
 - (5) 円建て外債（ユーロ円債を含む。）
 - (6) 投資信託（公社債型ファンド）
 - (7) その他理事会で承認を得た株式等
- 3 前項のうち、債券については、公共債等明らかに高い信用力を有するもの以外は、信用ある格付機関のいずれかによりA格以上の格付けを得ている銘柄とする。
- 4 前項の信用ある格付機関とは、以下の金融庁長官格付第1号から第3号及び第5号から第8号の業者を指すものとする。
- (1) 株式会社日本格付研究所（JCR）
 - (2) ムーディーズ・ジャパン株式会社
 - (3) ムーディーズ SF ジャパン株式会社
 - (4) スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社
 - (5) 株式会社格付投資情報センター
 - (6) フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社
 - (7) 日本スタンダード&プアーズ株式会社

（取得の制限）

第6条 この規程による運用資産帳簿価額合計の3割を超えて、償還年限が10年を超える債券並びに理事会で承認を得た株式等を取得できないものとする。

（運用のモニター）

第7条 理事長は、少なくとも半年に一回、次の点について運用資産の運用経過のモニターを行う。

- (1) 全運用資産から生じた利子、分配金、配当金等の合計
- (2) すべての債券等の個別有価証券の時価
- (3) すべての債券等の個別有価証券の信用格付け

（債券等の格付け低下等による対策）

第8条 債券等の格下げ等により、この規程第5条第3項に規定する格付け基準に抵触した場合又は保有する有価証券等の時価が取得価額の70%を下回った場合には、この規程第12条に定める資金運用執行責任者はその対策について理事長と協議しなければならない。

（債権の保全）

第9条 保有する金融商品の発行体若しくは運用にかかわる金融機関に、破綻等のリスクが発生した場合、理事会はただちにその対策を講じ、債権の保全に努めるものとする。

（理事会・評議員会への報告）

第10条 理事会は、資金運用の経過及び結果について、少なくとも年1回又は必要に応じて理事長から報告を受けるものとする。

- 2 評議員会は必要と認めた場合、資金運用の経過及び結果について理事長から報告を受けるものとする。

(理事長の職務)

第11条 理事長は、必要な場合には理事又は本部職員の中から資金運用執行責任者を任命することができる。

- 2 理事長は資金運用執行責任者を監督し、随時報告を求め必要に応じて適切な指示をしなければならない。

(資金運用執行責任者の職務)

第12条 資金運用執行責任者は、翌事業年度における資金運用の計画を予算編成の理事会までに策定し、理事長の承認を受けなければならない。

- 2 資金運用執行責任者は、資金運用状況及びその結果について把握しなければならない。
- 3 資金運用執行責任者は、資金運用の執行補助者として資金運用担当者を任命することができる。
- 4 資金運用担当者は、第1項に規定する資金運用計画に基づき、資金運用を実行するものとし、事前に資金運用執行責任者に意見を求め、その結果について随時報告しなければならない。

(規程の改廃)

第13条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、令和5年3月20日より施行する。